

トラブルに巻き込まれたら 消費生活センター

相談電話番号 ☎(332)2098

毎年5月は消費者月間です。契約や取引に関するトラブル、悪質商法に巻き込まれたときは、できるだけ早めに対処することが肝心。一人で悩まずに、消費生活センターにご相談ください。消費生活に関するトラブルを解決するため、お手伝いします。



トラブル1

Q 多重債務になってしまい、借金返済で困っています。

A 複数の金融業者からお金を借りてしまい、支払いが困難になってしまった場合でも、解決方法はあります。任意整理や調停による整理、個人再生手続き、自己破産など、その人にとって一番良い解決方法を相談員と一緒に検討します。

トラブル2

Q 高齢の母が、次々と商品を購入させられました。返品はできませんか。

A 契約や取引に関するトラブルに対応するため「消費者契約法」や「特定商取引に関する法律」など、さまざまな決まりがあります。これらの法律に基づいて、相談員がそれぞれのケースに応じて交渉方法の助言やあっせんなどをします。

トラブル3



Q 「無料で家電を回収する」という業者から、高額な請求をされました。

A 最近、さお竹販売や無料の家電回収業者から、高額な請求をされる事例が起きている。移動販売は相手の特定が難しく、後で問題を解決することが困難です。納得できないときは、その場で支払いをしないことです。

トラブル5



Q 「リフォームしないと危ない」と言われ、不安のあまり、契約をした。事業者が事実と異なることを告げ消費者に誤った認識を与えて契約を交わした場合、契約を取り消せる場合があります。

A 事業者が事実と異なることを告げ消費者に誤った認識を与えて契約を交わした場合、契約を取り消せる場合があります。

トラブル4



Q 新聞のA紙との契約を忘れ、B紙とも契約してしまいました。

糸島市消費生活センター

場所 市役所第二庁舎1階(商工観光課内)
受付時間 月から金曜日(祝日除く)9時から17時まで
相談電話番号 ☎(332)2098

市内事業者のみなさんを応援します

がんばる中小企業者応援補助金制度



頑張る市内の事業者(商工会スタジアムの写真)

市では、商工業の活性化を図るため、やる気のある事業者のみなさんを後押しする補助金制度を準備しました。みなさんの活用をお待ちしています。

対象事業者 市内で商工業を営む中小企業者で、市税などの滞納がない人

- ① 新商品の開発または生産に関する事業
- ② 新役務の開発または提供に関する事業
- ③ 商品の新たな生産または販売方式の導入に関する事業
- ④ 役務の新たな提供方式の導入、その他の新たな事業活動に関する事業

⑤ 前記事業に係る店舗の改装などに関する事業

補助率・補助限度額
事業経費の50%(限度額10万円、ただし⑤の場合は20万円)。

また、事業者が経営革新計画の承認を受けている場合は、事業経費の80%(限度額20万円、ただし⑤の場合30万円)。

経費に認められるもの
対象事業を行うために必要な経費のみ(講師への報酬や旅費、商品開発などのための原材料費や消耗品、マーケティング調査の委託費、新たな販売を行うために必要な店舗の改装費用、ネット通販を開設するための費用など)

め費用など)。その他、事業内容によって認められる経費もあるので、お尋ねください。

申請手続き 市役所商工観光課に備え付け、またはホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて商工観光課へ提出。

- 添付書類**
- ① 事業計画書
 - ② 収支計画書
 - ③ 市税に滞納がないことの証明
 - ④ 見積書など

事業実施 事業完了後、事業成果を市に報告してもらいます。なお、事業は平成24年3月31日までに完了しなければなりません。

今後、商工会スタジアムなど、さまざまな場所で対外的に成果を発表することも計画しています。ぜひ、この機会を生かして、補助金を利用してみませんか。

申し込み・問い合わせ
糸島市商工観光課
☎(332)2079

あなたの家のテレビは地デジに対応していますか

7月24日 完全移行



今年7月24日正午にすべてのアナログ放送が終了します。

テレビ画面右上に「アナログ」と表示されている場合は、地上デジタル放送の準備をしないとテレビが映らなくなります。

アナログ放送終了間際になると、アンテナ工事などが集中し、地デジ対応が間に合わなくなる場合もありますので、早めの対応をお願いします。

！ 支援します

総務省では、経済的な理由で地デジに移行できない市民税非課税世帯およびNHK放送受信料全額免除世帯への受信のための支援を行っています。

！ 支援に関する問い合わせ

総務省地デジコーナー
支援実施センター
<http://www.chdeji.shan.jp/>

！ 地デジ詐欺にご注意ください

地デジ化に便乗した詐欺が発生しています。役所や放送局がお金を請求することは絶対にありませんので、疑わしい工事の勧誘や身に覚えのない請求を受けた場合は、すぐに支払わず総務省地デジコールセンターやお近くの警察署などにご相談ください。

！ 詐欺に関する問い合わせ

総務省地デジコールセンターナビダイヤル
☎0570(07)0101
受付時間 平日は9時から21時まで、土曜・日曜・祝日は9時から18時まで